

—第17回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

(座長)

ご苦労様です。まだいらしてない方もいるが、定刻を過ぎたので始める。すでに17回を数えるが、研究会を始めたい。

今日は、「条文の論点とイメージ」の全体について審議した後、条例以外の取組みについて各委員から発表をお願いしたい。

議事に入る前に事務局からの配布資料の確認と、出席している県庁内各課の紹介をお願いしたい。

(事務局:小森)

(資料確認と出席課の確認)

(野沢座長)

それでは議事に入ります。まず、はじめに、ミニタウンミーティングの結果について、事務局から説明願います。

(事務局:小森)

ミニタウンミーティングでの意見等については、時間の関係もあり、当日出た意見等内容は、資料をご覧いただいて今後の審議の参考としていただきたい。

なお、今後の開催日程は、別紙資料「ミニタウンミーティング一覧」のとおりです。

(野沢座長)

ミニタウンミーティングについて、開催に関わった方から、補足説明などないだろうか。

森委員、香取ミニタウンミーティングの説明をどうぞ。

(森委員)

9日の水曜日に開催した。座長、両副座長、塩野谷委員、横山委員に御協力いただき、たいへんいいタウンミーティングになった。お礼を申し上げたい。

なお、細かな内容については、別途提出したい。

(野沢座長)

安房のミニタウンミーティングもよかった。やはり若い子、高校生が関わると新鮮でよい。

(赤堀委員)

12月10日に浦安で公民館主催のシンポジウムがある。障害者の青年学級から生まれたYOSAKOIのグループが、オープニングイベントで踊ることになっている。

ぜひ御参加いただきたい。

(野沢座長)

ぜひPRLしてほしい。

続いて宮前委員から以前質問があった件について。前回は回答をいただいたが、委員が欠席だったので改めて教育庁の方から説明願います。

(教育庁指導課 江邨氏)

資料10:説明。

(野沢座長)

宮前委員から何かありますか。

(宮前委員)

ありがとうございました。幼少期から自然に受け入れるような環境・教育が十分に行われることが、障害を持つ方に対する関わり、スムーズな受入のために重要だと思う。今日これから検討する教材・資料などを、特に義務教育の中に取り入れてもらうことを希望します。

教材づくりなどもあるが、障害者差別について、教育者の方々に参考にさせていただきたい。

(野沢座長)

それでは、前回の議論を踏まえて修正した「条文の論点とイメージ」について説明願います。

(事務局:小森)

資料2:説明。

(野沢座長)

「虐待の禁止」の部分までで何か意見は。

(高村委員)

差別の一般的な規定はしない形だが、その場合、意図しない差別も差別に含まれるのか確認したい。

25pに「過重な」とあるが、33pの適用除外にも「過度の負担」とあるので、25pの方は省略してよいのではないか。

また、25pの～は、通常学級しか用意されていない幼稚園や普通教育しかないような高校、大学、専門学校までカバーするのかどうか。義務教育を想定しているようなイメージかどうか。

(野沢座長)

1点目については、私は「意図しない差別」も当然含まれると考えている。それで間違いはないと思う。

(竹林課長)

2点目については、「人的、物的、経済的その他」と、負担の内容をかなり広く書いており、ちょっとでも本人や親権者にお願いしたときにそれが差別になってしまうということだと、現実問題としてなかなか難しいということもあり、社会的に見て不合理なケースを差別をして扱うことが必要だと思う。

このため、「過重な」を残している。

25pの「過重な負担」は親や子に対してだが、33pの「負担」は差別しているかもしれない側に対するもの。

(野沢座長)

「過重な負担」については、僕もすごく理解できるが、現実的には教育現場に警戒される。お互いに歩み寄りながら、将来的には見直し規定を活かして「過重な」が取れればよいと思う。

(清水委員)

やはり教育にいた人間として、現場でやれる範囲で精一杯やっということ。高村委員もよくご存知だと思う。

しかし、そこで座長の言うように、どうやって歩み寄っていくか、それが重要。

(野沢座長)

先生方も頑張っているが難しい。

(清水委員)

それに見合う「ヒトとカネ」が保障されていれば現場も文句を言わないが、現実にはそれがない。

(野沢座長)

校長先生が他の保護者からの非難から障害のある子を守りながらやっている学校もある。そういう現場の頑張っている人を守りながら理解を広げていきたいという思いがある。

(山田委員)

解決の仕組み。「過重」にならないようにどのようにしていくのか、条例外でしっかり作っていけば、現場の警戒感も薄れるのではないか。

(成瀬委員)

四街道の例を思い出す。学校にちゃんとエレベーターがありながら、それは給食用で、車いすの子が使えないというようなケースがある。

今エレベーターがない、というところとは全然違うと思う。いつまで悪い天気が続くのかというのと、もうすぐ晴れるのではというのは違うと思う。

(佐藤副座長)

条文の解釈・運用の問題であり、「過重な」が必要なかどうかは、言ってしまうと雰囲気の問題で、具体的には、解釈・運用のところでやっていかなければならない。これからの我々の行動でカバーしていくしかない。

(竹林課長)

高村委員の3点目は、義務教育以外も含めているつもり。

幼稚園は分からないが、障害のない人でも、高校や大学などで希望する学校に入れないことはある。

どちらかというと合理的配慮の問題ではないかと思う。

(野沢座長)

義務教育はともかく、試験で点数が取れなくて落とされるのはどうでしょうか。

(鈴木教授)

「そういう事例を取り上げるかどうか・すくい上げるかどうか」ということ、入り口を作ることが条例の重点。委員会などで最終的に救済できるかどうかは別として、問題として認識されることが重要。

(竹林課長)

33pに包括的な規定があるが、これは分野ごとの規定が具体化すればするほど抜け落ちるケースがあるため、このような形にした。分野別の規定で読めないこともこの規定で読める。

例えば、高校など試験を受ける場合に点数が取れないことと、目の見えない人に対する点字の受験など配慮を求めるのは別の時限の問題。

(清水委員)

千葉市は私立の幼稚園しかない。ただし、保育園は充実している。高校も、公立と私立の問題がある。今の話題で、私立も含まれるのかは大きな問題。

(野沢座長)

どういう事例が今後出てくるか分からないが、細かくするよりも、間口を広くしておいた方が、解決が図れるという気がしている。

(竹林課長)

「各分野以外」という見出しの付け方が少し誤解を招くかもしれない。教育は教育分野だけで完結せねばならないわけではない。

(白川委員)

35pの虐待について、施設従事者等の「等」の範囲だが、教師による虐待も多い。児童虐

待防止法の通告義務は、あまり教師による虐待という考え方をしていないような印象を受けるが、実態では特学や養護学校など閉鎖的環境での虐待もあることは聞いているので、「障害者支援施設の従事者等」の「等」に教師なども入れることができるのかどうか。

(野沢座長)

親とか、医療機関や職場等も考えられるが…。

(竹林課長)

国でも障害者虐待防止法が数年内にできそうなので、法律ができると、条例は法律の範囲内という制限があるので、現時点で書ける範囲で書いた。

児童虐待防止法も高齢者虐待防止法も、やはり施設に集中している。

国の法律に沿った形で、一部を拝借する形にしている。

(山田委員)

虐待は、あらゆる場ではではないと決める訳なので、そこで権限がある場合はすぐ解決できるが、なくても、条例外の取組みでどれだけ解決できるか、ということ。条例では「障害者支援施設等」としておいて、「等」というのは置いておきたいと思う。

(竹林課長)

虐待の禁止の主語は「何人も」なので、当然学校の先生も含まれる。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

的はずれかもしれないが、虐待の範囲について教えてほしい。

例えば、生徒から聴覚障害のある先生への虐待も含まれるのか。

(高梨副座長)

「各分野以外の場面で…」という規定が後に来ているが、この規定が大原則だと思うので、これを頭に持ってくることができればすっきりするのではないか。

(鈴木教授)

大変もつともな意見だと思う。しかし、この規定は救済条項(Saving close)で、漏れたものを救う規定で、一般的には体裁上後に置くことになっている。

そのような見方をしていただければ、と思う。

(野沢座長)

虐待は、どんな場面だろうがいけない。ただ、「誰がどう動けるのか」と言う権限は国が作ろうとしているので、細かく規定できない。とりあえず、現状でやりやすいものを例示している。余り細かくしてやぶ蛇になってもいけないと思う。

(佐藤副座長)

「虐待の禁止」と「通報義務」は次元が違う問題。虐待は全ての人がやってはいけないが、すべての県民に通報を義務づけるかどうかは議論を呼ぶ問題。

一緒にしてしまうと、こんがらがってしまう。ここでは分かりやすいものだけ挙げたという理解でよいのではないか。

(鈴木教授)

35pの虐待の条項はかなり頑張って入れたものだと思う。無理を承知で民間関係に踏み込んで書いたものだと思う。

(野沢座長)

13pの「県民の役割」の表現を整理したい。

(高梨副座長)

下の書き方のほうが理解しやすい気がする。上の書き方だと「障害を持ったときに初めて関わる」と言った感じを受ける。

(野沢座長)

では2の表現としたい。

19pの「長期間の入院」については、「社会的入院」とすると定義が必要となるし、「社会的入院」については前文で触れたいと考えているので、ここでは、「長期間の入院」としたい。

では、36p以降に移りたい。

(竹林課長)

前回、手を挙げていない民生委員や市町村の窓口などについても書けないか、という意見があったので、43pに、連携することを入れてある。

(野沢座長)

手を挙げていない人にはあまり重い務めは課せないが、漏れがないようにということですね。

(竹林課長)

53pに書いた「配慮義務」は、例えば選挙管理委員会などは、知事部局という選挙で選ばれる政治的な権力からの独立性を持つべき機関として地方自治法で定められているが、地方自治法との整合性を取るべきとの意見が関係部局からあったもので、委員の皆さんにお諮りしたい。

また、市町村の自主性も尊重せねばならない。

しかし、政治的中立とは関係のない場面、例えば庁舎の建設などもある。

(野沢座長)

これは、独立性と自主性を重視して、それぞれの機関に対して、いわば仁義を切っておくということですね。

55pの見直しについては、僕が書きこみたいと思って入れた。今は世の中の意識と折り合えるところで船出して、一旦船出すれば2年後、3年後の意識は違ってくると思う。

(森委員)

主語が「知事は」、となっている。誰が知事になってもこの責務を負うということで、条例を作りっぱなしにしないという意味でも明確にさせていただいたと思う。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

53pの「配慮しなければならない」と言うのは意図としてはわかるが、具体的にどう解釈したらいいのか。

例えば、選挙では健常者は電話で呼びかけることができるが聴覚障害者は電話ができない。ところがFAXは認められていない。また、選挙で手話通訳は一部認められているが「どこからどこまで」という範囲も不明確。そういう話し合いの場も必要

また、人事委員会については、例えば、民間会社が障害者雇用率未達成の場合納付金があるが、行政は自主的な判断に任されているという違いがある。

(野沢座長)

行政の雇用率は民間よりも高いはず。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

行政と民間では扱いが違うということ。民間は納付金が必要だが、行政は「できない」で終わってしまうことが多い。

人事委員会についても、障害者を雇用する場合「何の援助もなく仕事ができるか」という質問に「筆談でやります」と答えると、それが絶対的な理由にされてしまう。ところが仕事によって、例えば市民に対して取材に行くときに手話通訳をお願いしても「だめなものだめ」とされて終わってしまう。

(竹林課長)

ここは、そういうケースを外すための条項ではない。それぞれの委員会の業務の本質からして、例えば、政治的中立と関係することには配慮が係ってくる。

手話通訳の問題は他の事情から来ている問題だが、予算措置があれば可能なので、推進会議や、あるいは個別の事案として助言・あっせんの対象となるべきもの。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

行政と委員会の位置づけはよく理解している。しかし、障害者の側として何らかの都合が発生したときにどうするのか、もう少し説明がほしい。

(佐藤副座長)

意味するところは、竹林課長のおっしゃるとおりだと思うが、そうは読めないと言うのが植野委員の指摘だと思う。でも、独立行政委員会の政治的中立と、市町村の自主性という2つの要素が盛り込まれているから紛らわしい。固有の業務については、条例の対象としないという趣旨だと思うので、表現を工夫した方がよい。

(高梨副座長)

佐藤副座長がおっしゃったことについては、すでに前の部分の条文の中に盛り込まれているのでは。ここはそれぞれの機関の独自性について言っていて、例えば採用について言っているところではないと思う。

(鈴木教授)

ネガティブなことを言うようだが、知事部局には限界もあるということを知っておく必要がある。法律の壁を破ることはできないが、叩くことはできる。一挙に全部というわけにはいかない。そこは御理解をいただいた方がよいと思う。

(野沢座長)

次に、「条例以外の取組み」について話したい。

では、成瀬委員から、「相談マニュアル」について、お願いしたい。

(成瀬委員)

資料7。障害者相談員のマニュアルを読み返すと、長らく相談員をやっていたが、知らずにやっていたことがよくある。また、この前も真夜中に名乗りもせず、2～3時間平気で話す人もいて、そのような場合非常に体に応える。そういう経験までマニュアルに加味するのは無理かと思うが、本当に困って相談している方に対しては、経験をお分けするのが大事なことと思う。

「公共交通機関で来い」とあるにも関わらず、私は車で来ているが、自動車を止められる範囲であれば来ることができる。

余談が長くなりすぎたが、「どんなマニュアルを作ればいいのか」を委員全員で考えるべきだと思う。どこかにお任せしては心のこもっていないマニュアルができてしまう。われわれが時間をかけて来た議論を活かして作ってきたマニュアルが、役に立つ。

プリントをご覧いただくと、「あれが抜けている、これが抜けている」というものもあると思う。

障害者からの相談で答えに困るのは、就業のこと。2ヶ月に1回、障害者センターで相談を持っているが、せいぜいハローワークに行ってくれということしか言えない。私は、マニュアルに「就業についてどんなところに相談したらよいか」ということを書いて伝えられればよいのではないかと思う。

長い話の結論になるが、みんなで事例検討したことなどを含めて、みんなでやってみようじゃないか、ということ。

(山田委員)

マニュアルとか、条例以外の取組みといっても、やはりイメージが見えない。

条例は難しく、事務局にみんなで聴くようなイメージになってしまうので、マニュアルをみんなで作ろうと言うのは大賛成。

(野沢座長)

一番重要なのでみんなで頑張りたい。

(横山委員)

資料4。すべての副読本等を集める時間がなかったことをお断りしておきたい。

主たるターゲットは、小・中・高校。

全障害共通の副読本がよい。

障害とは何か、をどう載せるかがポイント。

対象によって内容も変わってくる。できれば中高生には障害者運動の歴史を加えたい。

学校の先生や県社協にも編集委員会に加わっていただきたい。

教師用のマニュアルも必要。

せっかく作っても使われなければ意味がない。どの教科に使うのかは今後の課題。

現在の人権教育の指導資料を、高村委員が教育委員会から借りてきてくれたので、障害者に関する部分などご覧いただきたい。(回覧)

(高村委員)

今回覧している資料は、各学校に1部ずつ配付されていて、必要な部分をコピーして使われている。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

「障害を持つ」ということがどういうことかということとをどのように伝えるのか検討する必要がある。

学年ごとで使える漢字の種類などもある。教育委員会に任せる、ということは、テクニックの問題と御理解いただきたい。

県社協やPTAなど、地域で公募してみんなでやっていこうということ。格好の教材・柱になるものでもある。

(野沢座長)

では、童話・漫画づくりについて。

(西村委員)

資料5。

日常的な人間同士の双方向的な関わりが重要。より低年齢での交流がその後の障害をもつ人への意識や行動に大きな影響を及ぼす。障害を持つ人を身近に感じる機会を提供することが重要。

千葉県が研究会と共催して、童話部門と漫画部門を公募する。
障害をもつ人の実情、障害をもつ人とも交流などの話を募集。
その中で優秀な作品は表彰し、ぜひ福祉教育の教材として用いられる機会を与えたい。
なるべく低年齢の子どもに、まずは考える機会を持ってもらう。そして、作品を作ってもらおう。
そして、それが教材にもなる。また、才能のある方は世の中に出る機会にもなる。
「みんなで作ろうよ」ということ自体福祉教育にもなるし、同じことをするなら楽しく書きたいと思う。

(野沢座長)

子どもは本当に漫画をよく書く。

(高梨副座長)

西村委員の話、大変興味深い。
内閣府の心の輪を広げる体験作文コンクールをやっているが、そういったことを県も継続的にやるのが大事。
また、そういったことを通じて、取り組む学校も出てくると思う。年に1回、発表の場、議論する場があれば広がっていくのではないかと思う。

(野沢座長)

では森委員からCMについて。

(森委員)

資料9。
「差別をなくしていくための意識醸成のためのCM」と「条例の事務的な啓発というCM」の2種類があるが、ここでは前者中心に行う。
副読本や童話と連携を図る。とりわけ童話の動画化したものや「ちょっといい話」、それから高梨副座長の「構造逆転の話」などをビジュアル化したものを作成する。
CMが一番お金がかかる。県番組枠の中で流せればいいと思う。

(野沢座長)

これも面白そう。童話など流したら面白いのでは。
では堀口委員から調査とホームページづくりについて。

(堀口委員)

資料6。
2月に提出した資料を作り直した。
時代によって意識が変わるので調査が必要。
また、今後救済委員会のようなものができたときに、その効果を計る等の意味でも必要。
資料8。

委員の方でホームページを作っている方もおられると思うし、公募などでもできると思う。うまくいけば丸投げできるのではないかと思う。

(野沢座長)

城西国際大学に今度「メディア学部」とかができたと思うので振ってみたらどうだろう。では、事務局から今後の進め方について。

(事務局:小森)

次回の市町村・関係団体ヒアリングについては、現在、5団体から参加の希望。「条例の論点とイメージ」を送付して参考としてもらっている。

ヒアリング希望団体が多数の場合は臨時の研究会を考えていたが、少数なので臨時の会は開かないこととさせていただきたい。

今後、「条例の論点とイメージ」を基に事務局の方で条文の案文を作っていくたい。

(野沢座長)

大事なことを忘れていました。「条例の愛称」の候補を挙げていきたい。

研究会で決めるのか県民に公募するのか、ということもあるが公募するにしても例えばこんなもの、という例示は必要なので、次回までに思いついたものを次回までに持ち寄ってみてはどうか。ミニタウンミーティングでもアピールしてほしい。

次回18回は11月24日午後6時から、場所はこの場所で開催します。

では本日は以上で。ありがとうございました。